「仏壇の表示に関する公正競争規約(案)」等の概要

平成24年1月25日 消 費 者 庁 公 正 取 引 委 員 会

- 1 対象商品(規約案第3条第1項及び規則案第1条)金仏壇、唐木仏壇及びその他の仏壇(家具調仏壇等)
- 2 対象事業者(規約案第3条第2項及び規則案第2条) 製造業者、輸入業者及び販売業者
- 3 必要表示事項(規約案第4条~第10条及び規則案第3条~第9条) 店頭等、カタログ、取扱説明書、保証書、仏壇本体、広告等について、それ ぞれ必要表示事項を定める。

< 例> 店頭等に展示する金仏壇の場合 商品名、木地主材料、正面表面仕上げ、主な金箔粉等、原産国、外形寸 法及び販売価格

- 4 二重価格表示の制限 (規約案第11条及び規則案第10条) 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(平成12年公正取引委員 会)により表示すること。
- 5 特定用語等の表示基準 (規約案第12条、第13条及び規則案第11条) 完全、優位性、最上級等、認定、推奨等を意味する用語の使用基準、写真と 販売価格を対応させて表示すべき旨、競合製品との比較表示を適正に行うべき 旨を規定。
- 6 不当表示の禁止(規約案第14条)
- 7 おとり広告に関する表示の禁止(規約案第15条及び規則案第12条)
- 8 公正取引協議会の設置、違反に対する調査、措置等、規則等の制定(規約 案第16条~第21条)